

社会福祉法人におけるガバナンス強化 と透明性の確保

平成25年11月27日
厚生労働省社会・援護局

社会福祉法人制度の概要

1. 社会福祉法人とは

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。

※社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。

・第一種社会福祉事業…経営主体は行政又は社会福祉法人が原則 → 特別養護老人ホーム、児童養護施設 等

・第二種社会福祉事業…経営主体に制限なし → 保育所、障害福祉サービス事業 等

※個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

2. 経営の原則（社会福祉法第24条）

○社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、

①自主的な経営基盤の強化

②福祉サービスの質の向上

③事業経営の透明性の確保

を図る必要がある。

3. 運営

○社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受けると同時に、税制優遇措置や補助金の交付を受けている。

※公的規制…原則不動産の自己所有、解散時の残余財産の帰属先の制限(社会福祉法人又はその他の社会福祉事業を行う者若しくは国庫)、所轄庁による指導監査等

※支援措置…法人税の原則非課税、施設整備補助金の交付 等

4. その他

○法人の行う事業が都道府県又は市の区域内の場合は都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施【19,407法人(平成24年度末時点)】

○2以上の都道府県の区域にわたる場合は地方厚生局長、そのうち特定の要件を満たす場合は厚生労働大臣が認可・指導監査等を実施【403法人(平成24年度末時点)】

第一種社会福祉事業

経営適正を欠いた場合、利用者の人権擁護の観点から問題が大きいため、确实公正な運営確保の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業（法第113条）

○以下の事業は社会福祉事業には含まれない。

※法第2条第4項

- ・更生保護事業
- ・実施期間が6月（連絡・助成事業は3月）を超えない事業
- ・社員又は組合員のための事業

- ・第一種社会福祉事業及び一部の第二種社会福祉事業であって、保護を行う者等が一定割合に満たない事業
- ・助成事業のうち、助成額が毎年度500万円に満たないか、助成を受ける社会福祉事業数が50に満たない事業

○経営主体

- ・行政又は社会福祉法人が原則（都道府県知事等への届出が必要）※法第60条、第62条第1項
- ・その他の者は、都道府県知事等の許可が必要。※法第62条第2項
- ・個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

（保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政又は社会福祉法人等に限定。）
※生活保護法、老人福祉法に規定

第二種社会福祉事業

事業の実施に伴い、弊害のおそれが比較的少なく、自主性と創意工夫を助長するため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）

- ・ 生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- ・ 生計困難者生活相談事業
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動事業
- ・ 児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ・ 児童福祉増進相談事業
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設
- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供事業、身体障害者更生相談事業
- ・ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
- ・ 隣保事業
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 各社会福祉事業に関する連絡
- ・ 各社会福祉事業に関する助成

○経営主体 制限なし。すべての主体が届出により経営が可能。※法第69条第1項
※個別法等によって経営主体が制限される場合がある。

社会福祉法人が行う事業

社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業

- ・ **社会福祉と関係のある公益を目的とする事業**
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない。

(例) 介護老人保健施設（無料低額老人保健施設利用状況を除く。）の経営、有料老人ホームの経営

収益事業

- ・ **その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業**
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ 事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない。

(例) 貸ビルの経営、駐車場の経営、公共的な施設内の売店の経営

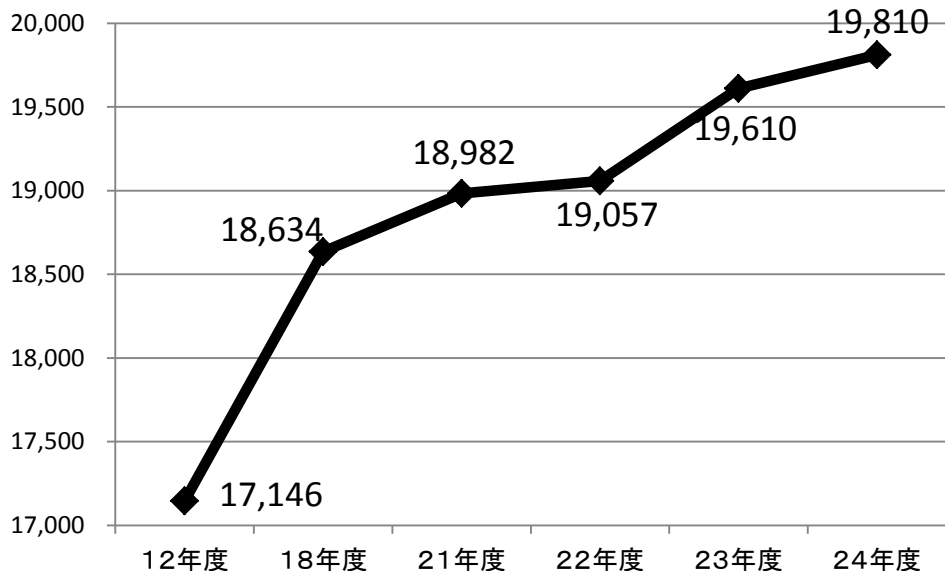
社会福祉法人の所轄庁

■ 従来、社会福祉法人の所轄庁は、その行う事業が

- ・都道府県の区域内である場合は、都道府県
- ・指定都市の区域内である場合は、指定都市
- ・中核市の区域内である場合は、中核市
- ・2以上の都道府県の区域にわたる場合は、国(地方厚生局を含む。)

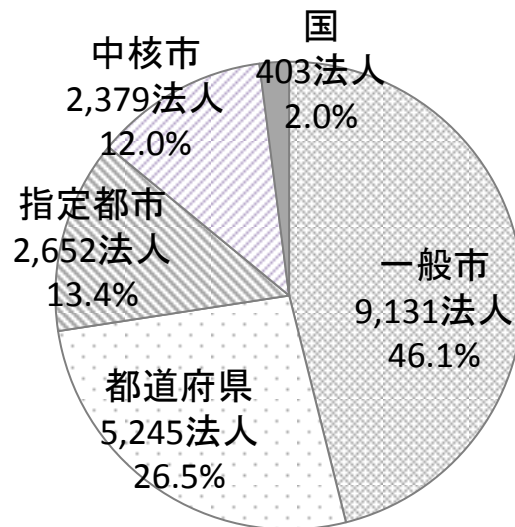
■ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次地方分権一括法)の施行に伴い、平成25年4月1日より、主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市を越えないもの限り、認可・指導・監査等の権限が都道府県から一般市へ移譲。

<法人数の推移>



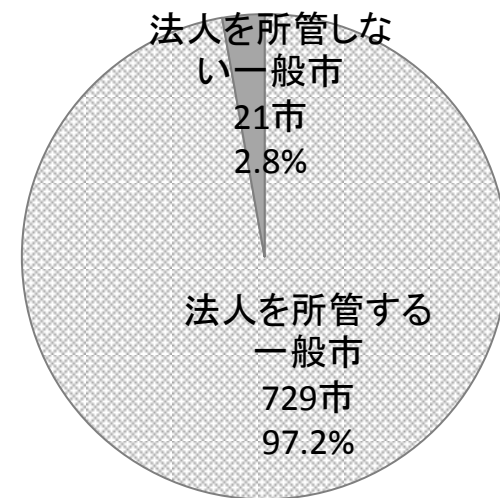
※平成22年度は東日本大震災の影響のため、一部地域を除いた数値である。
 ※出典：厚生労働省福祉行政報告例(国所管は福祉基盤課調べ)

<所轄庁の割合>



※N=19,810法人(H25.4.1時点)
 ※厚生労働省福祉基盤課調べ

<法人を所管する一般市の割合>



※N=750市(H25.4.1時点)
 ※厚生労働省福祉基盤課調べ

社会福祉法人を取り巻く状況変化

1950年代

- ・ゴールドプラン策定（平成元年（1989年））

1990年代

- ・福祉八法改正（平成2年（1990年））
- ・介護保険法成立（平成9年（1997年））

2000年代

- ・社会福祉基礎構造改革（平成12年（2000年））
- ・障害者自立支援法成立（平成17年（2005年））
- ・生活保護法改正案、生活困窮者自立支援法案（平成25年（2013年）国会審議中）

制度の変化

- 戦後の窮状での救貧・保護事業
- 貧困者を対象とし、行政による措置という性格（応能負担、原則無料）
- 施設処遇中心
- 福祉サービス提供主体は、行政・社会福祉法人が中心

- 行政による措置から利用者の契約による福祉サービスへ（福祉サービスの一般化（定率負担、食費・居住費の自己負担）、利用者本位・自己決定・選択）

- 地域で普通の暮らし（施設と在宅との機能連携、地域密着、小規模・多機能、自立支援、社会参加、集団処遇から個々人へのサービスへ）
- 新しいサービスの進展（認知症ケア、就労移行支援、居住系サービス、個室・ユニットケア等）
- 福祉サービス提供主体として、株式会社、NPO等の多様な主体の参入
- 市町村中心（市町村への一元化、基盤の計画的整備）

社会の変化

- 少子・高齢社会の本格化
- 高齢・単身世帯の増加
- 疾病構造の変化（医療技術の進歩）
- ノーマライゼーション概念の浸透
- 低成長時代
- 非正規労働者の増加等雇用形態の変化
- 団塊の世代の高齢化
- 地域社会・家族・企業の相互扶助機能の低下による新たな生活課題、生活困窮問題の発生